

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

| | |
|-----------|---|
| 不利益処分の内容 | 製造所等における事故時の応急措置命令 |
| 根拠法令等及び条項 | 消防法第16条の3第3項 |
| | 根拠条項 消防法第16条の3第3項 |
| | 参考事項 消防法第16条の3第1項 |
| 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| 処分基準 | <p>【 基 準 】</p> <p>消防法 第16条の3 3 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> |